

議案第19号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について（政策推進課分）

資料1 提案理由等について

1 改正の内容

宝塚市行政評価委員会の担当事務に、夢・未来 たからづか創生総合戦略その他の行政マネジメントシステムについての調査審議に関する事務を追加し、伴って組織及び構成を変更する。

2 提案理由

これまで、第5次宝塚市総合計画と夢・未来 たからづか創生総合戦略（以下、「総合戦略」という）は、別々に外部評価を行っていましたが、第6次宝塚市総合計画（以下、「総合計画」という）においては、10年後、20年後の本市が抱える問題等に対応するため、特に重点的・分野横断的に取り組む重点方針を定め、そのうち地方創生に係る重点方針については、具体的な取組を総合戦略の中で定めることで、総合計画と総合戦略を一体的に推進することとしました。

これを受けて、外部評価についても、宝塚市行政評価委員会に一元化することとするため、担当事務に夢・未来 たからづか創生総合戦略その他の行政マネジメントシステムについての調査審議に関する事務を追加します。

新たな委員構成については、国から発出されている地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引きを参考に、従来の学識経験者、市内の公共的団体等の代表者、公募市民に加えて、産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア、士業等のうちから担当事務の遂行に適任と認められる者、の合計9名とします。

また、総合計画の開始年度である令和3年度の施策評価、事務事業評価を行うにあたり、行政マネジメントシステムの再構築を行いました。評価を1年間行い、改善点等についてもご指摘いただくため、担当事務にその他の行政マネジメントシステムについての調査審議に関する事務を追加します。

3 施行日

この条例は、令和4年4月1日から施行する。